

## 火曜日の窓口業務延長と土曜日の窓口業務の 休止について

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、火曜日の窓口業務延長と土曜日の窓口業務について、当分の間、休止いたします。

(ただし、5月30日(土)9時~12時はマイナンバーカードの交付【事前予約の方のみ】の取扱いをいたします。)

御理解と御協力をお願いいたします。

- 休止期間 令和2年5月2日(土)から当分の間

- 休止する業務一覧

	休止する業務
証明書等 交付業務	住民票の写し
	印鑑登録証明書
	戸籍謄本(抄本)
	税務証明
申請・届出	住民異動届(転入・転出・転居等)
	印鑑登録
	戸籍届 (※日直又は宿直による届出の受領のみとなり、翌開庁日の審査となります。)
	国民健康保険業務
納付	国民健康保険税、町税(町民税、固定資産税、軽自動車税)、介護保険料などの各種納付

- 郵送での手続き 転出届や住民票の写しの請求など、一部の手続きについては、郵送でも可能ですので、ご検討ください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

大磯町 町民課

電話：0463-61-4100 (住民登録関係：内線272、国民健康保険関係：内線247)